

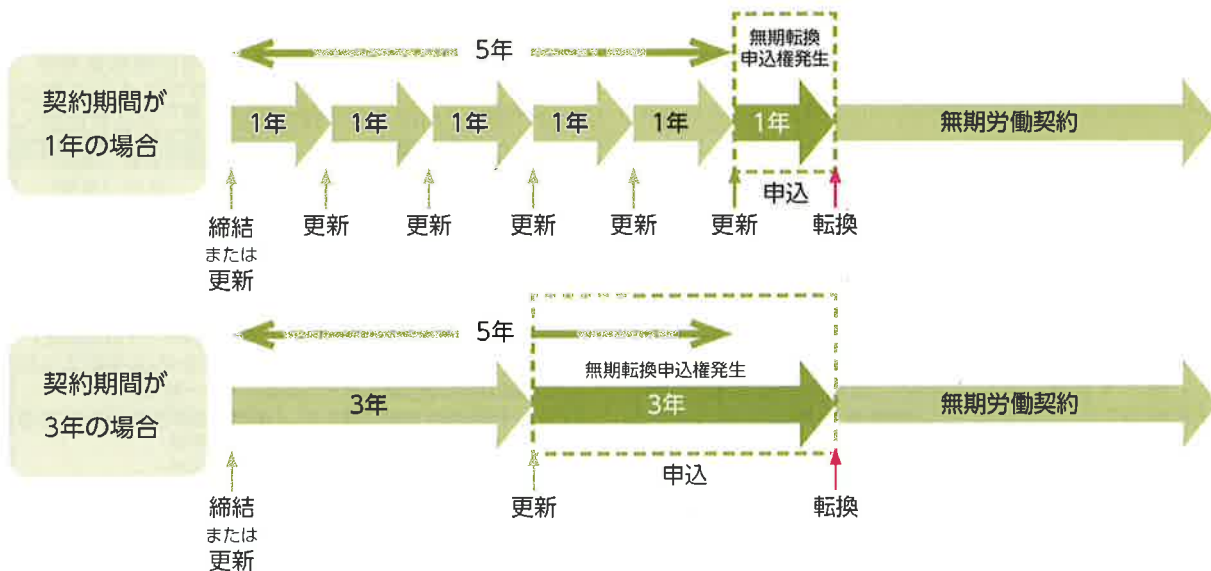
# ご存知ですか？「無期転換ルール」

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課

## 無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

(労働契約法第 18 条：平成 25 年 4 月 1 日施行)



※通算の契約期間は、改正労働契約法の施行日である平成 25 年 4 月 1 日以降に開始した有期労働契約から算定します。  
 たとえば、毎年 4 月に契約更新をしている方については、平成 25 年 4 月からが 5 年を通算する始期となりますので、無期転換権が発生するのは平成 30 年 4 月以降に新たに労働契約を更新した場合となります。

## 無期転換の方法

- 無期への転換方法には、主に次の 3 タイプがあります。

<p>①雇用期間の変更</p>	<p>契約期間のみを変更する転換です。無期転換の申込みがなされると、有期労働契約が無期労働契約となります。労働契約の中では、「契約期間」を「期間の定めがないもの」とすることで足りる。なお、定年制を定めることは許されます。</p>
<p>②多様な正社員への転換</p>	<p>いわゆる「正社員」と比較して、勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制約を設けた正社員（「多様な正社員」）への転換です。多様な正社員では、転勤がない、残業時間に制限を設けることなどで、働き方に制約がある社員が働き続けやすいなどのメリットがあります。</p>
<p>③正社員への転換</p>	<p>業務内容に制約がなく、入社後定年に達するまで勤務することを想定した、一般に「正社員」「総合職」等と呼ばれるいわゆる「正社員」への転換です。</p>

**キャリアアップ助成金**  
 正社員への転換には「キャリアアップ助成金」が活用できる場合があります。

## 特例措置 ～無期転換ルールの例外～

- 高齢者で、定年を迎えた後に有期労働契約を反復更新している方については①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は無期転換権が発生しません。

## 無期転換ポータルサイト、コンサルタントのご利用について

- 詳しい情報は厚生労働省ホームページ「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご覧ください。
- 企業の実情に応じたアドバイス等を行うコンサルタントの派遣も可能です。お問い合わせ等は兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課（電話 078-367-0820）までお寄せください。